

Title	執筆者紹介
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.11 (1956. 11) ,p.68- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19561115-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19561115-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

遮断して差支えないように考えられる。(4)最後に小野木氏「非訟事件の本質」に若干ふれよう。教授は既に名篇「訴訟事件と非訟事件」を書かれ、この問題擔當の適任者である。教授は非訟事件の本質の考察態度として、演繹的乃至理論的立場、歸納的乃至實證的立場及び法政策的立場の三つを指摘される。筆者はこれら三つの立場は互に矛盾するものではないと考えている。第三の立場は本質論の斷念論又は不必要論で、本質論をしようとするとするならむしろ第二の立場に解消し得よう(例えば前號で紹介した Baur は第三の立場に立つといえようが、彼が非訟事件手續の特質を求めることはとりもなおさずその本質論に通じるものであると考える)。かくて第一・第二の立場の對立に考察を絞る場合、本質と現象が相關關係に立つとするなら、二つの立場は互に矛盾しないのではなからうか(博士は「非訟事件の本質は、訴訟事件とを對比せしめ、しかも、兩者のそれぞれの手續面における特異點と相關的に、積極的に求むべきである」とされるが、これはそのことを示すであらう)。更に結論として非訟事件の本質を形成に求められるが、裁判の形成作用を考える場合直ちに賛同し得ず、やはり行政という點に求めたいと考える(博士が「形成訴訟と調停手續は、いずれも形成をまねくのであるが、その對象と手續の構造の相違ということを考慮すれば、前者が訴訟事件であり、後者が非訟事件であることを認めることができるはずである」とされるのは、形成という作用以外の點にその本質を求めていることを意味しよう)。

紙幅の關係上ここに擧げたもの以外の價值ある項目を解説しえなかつた事は残念である。記して執筆者諸氏の御了解を求める次第で

ある。(有斐閣發行 第一・第四卷各三八〇圓 第二・第三・第五卷各四〇〇圓)

(石川 明)

執筆者紹介

英	修道	法學部教授	東洋外交史
石川	忠雄	法學部教授	中國政治史
中村	洸	法學部助教授	國際法
宮澤	浩一	法學部助手	刑事學
石川	明	法學部助手	民事訴訟法
十時	嚴周	法學部副手	社會學